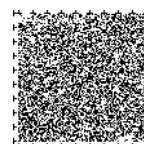


# 佐賀市景観計画

## 【概要版】

佐賀市



## 1 景観とは？

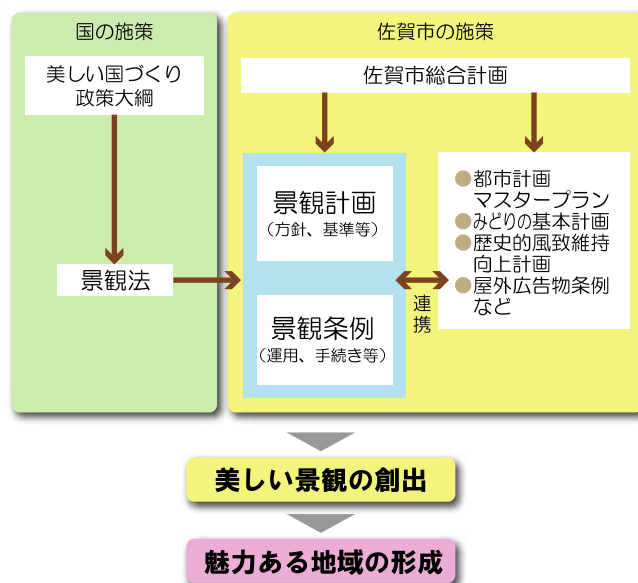
- 建物やまちなみ、山や海、公園、田畑、人々の暮らしなど、私たちが日ごろ接しているまちの様子であり、「風景」や「景色」と呼んでいるものです。
- 景観は、目に見えるものだけでなく、自然、歴史、文化、活動に伴う雰囲気など、見る人の感覚や印象まで含む、幅広いものです。

## 3 景観計画の位置づけと目的

- 総合計画の将来像である「人と自然が織りなす『やさしさと活力にあふれるまち さが』」を実現するため、景観法に基づく景観計画をはじめ、これまで実施してきた様々な景観施策を効果的に運用していきます。
- 本計画では、総合計画を上位計画とし、みどりの基本計画や歴史的風致維持向上計画等の関連計画や施策との連携を図り、本市の自然、歴史、文化等を活かし、市民が地域に対する誇りと愛着を持てる『魅力ある地域の形成』を図ることを目的としています。

## 2 景観計画とは？

- 佐賀市景観計画は、景観法に基づく実効性のある景観のルールと、景観形成に関する方向性を示した、本市の景観施策の総合的な計画です。



## 4 景観形成の考え方

### その1

『景観の価値を共有し、役割分担と協働により施策を展開する』

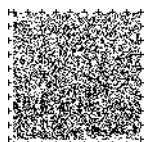
- 景観は、その地域の自然、地形、気候と、その中で人々によって積み上げられてきた暮らしや活動の結果として表れるものです。
- 魅力ある景観を維持していくためには、そこでの人々の暮らしや活動も含めた景観保全の方策を検討する必要があります。
- そのためには、そこで暮らす人々と対話をしながら、皆で守っていくものの価値を共有し、関係する者同士で互いに役割分担をしながら、協働により施策を展開していくことが重要となります。



### その2

『景観を地域づくりの「手段」として活かす』

- 景観形成は、その成果が目に見えてわかりやすく、その価値や意味が共有可能なものであるため、そこで暮らす人々の意識に働きかける効果的な道具としての性格を持っています。
- 本市が展開する景観施策は、こうした景観の性格を意識した戦略的なものである必要があります。



## 5 基本理念・基本方針

- 佐賀市の景観特性やまちづくりの方向性を踏まえて、景観形成の基本理念、基本方針を次のように定めます。

### 基本理念

山、平野、まち、海、空からなる多様な景観とその歴史を大切にし、魅力ある地域の形成を図る

### 基本方針

#### 方針1 自然景観を守る

- 北部の脊振山系、南部の有明海等の自然景観を守っていきます。
- 市街地からの山々への眺望景観を大切にします。



#### 方針2 自然と人の暮らしが織りなす景観を守る

- 山あいや山すそ、平野における農山村集落、漁村集落等における生活、文化、歴史を大切にし、本市の風土を伝える景観を大切にします。
- 多布施川、クリーク等に代表される本市の治水、利水の文化を大切にします。



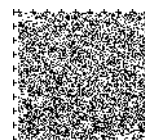
#### 方針3 歴史を活かした景観形成を推進する

- 魅力ある地域の形成に向けて、本市の歴史を活かした景観形成を推進します。
- 城下町としての歴史、水と人との関わりの歴史については、それらに対する十分な理解に基づきながら、安易なデザインを避け、現代の暮らしに寄与する質の高い景観形成を推進します。



#### 方針4 市民による景観形成活動、まちづくりの活動を支援する

- 市民、事業者の取り組みにより景観が維持されている様々な景観形成活動を支援します。
- 景観まちづくりに対する理解を広め、普及・啓発等の取り組みを実行していきます。

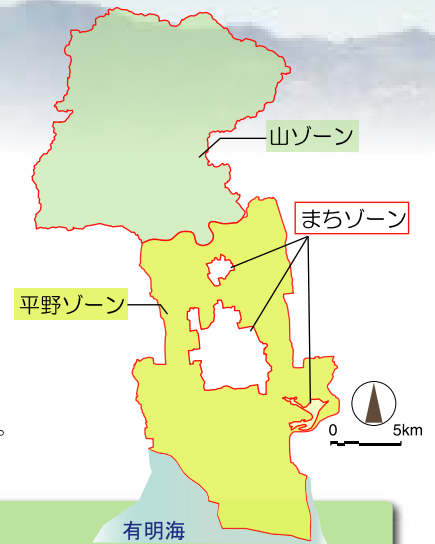


## 6 市全域を対象とした景観づくり

- 佐賀市全域（地先公有水面を含む）を『景観計画区域』とします。
- 佐賀市の景観特性やまちづくりの方向性をもとに、市全域を「①ゾーン」「②景観誘導エリア」「③景観形成地区」に分類します。

### ① 景観計画区域における3つのゾーン

- 景観計画区域を「山ゾーン」「平野ゾーン」「まちゾーン」に分類します。
- ゾーンごとの景観特性を踏まえて、方針や基準を定め、景観誘導を行います。
- 一定規模以上の建築行為等を行う場合は、届出が必要となります。



#### 山ゾーン（都市計画区域外）

##### 景観特性

- みどり豊かな山林と、山あいの棚田や段々畑、民家等から構成される、集落景観が見られます。
- 北山ダムや嘉瀬川ダムが位置し、唐津市や福岡市へ繋がる国道が南北に貫いています。本市の代表的な観光資源として、市民の日常的なレクリエーション施設としての役割を担っています。

##### 方針（抜粋）

- 山林や集落においては、自然環境や水環境、生態環境等への影響を最小限に抑えること、集落の歴史や暮らしに配慮すること、周辺の景観と調和したものとすることが必要です。
- ダム湖周辺や国道沿いにおいては、より魅力ある地域の形成に向けて、質の高い景観形成に寄与するよう、周辺の自然景観等と調和すること、ゆとりと潤いのある景観を創ることが必要です。



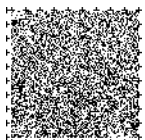
#### 平野ゾーン（市街化調整区域）

##### 景観特性

- 集落、農地、山すそ、クリークや水路、干拓地、干潟（有明海）が広がっています。
- 山すそには、果樹園やため池、寺社、豊かなみどり等が一体となった美しい景観が見られます。
- 本市の玄関口となる佐賀空港や佐賀大和インターチェンジが位置し、それらと市街地を繋ぐ幹線道路がゾーンを南北に貫いています。

##### 方針（抜粋）

- 佐賀平野や有明海等の自然環境の中で、人々が暮らしてきた結果として形成された田園景観等は、本市を代表する景観として、将来に渡って守っていく必要があります。
- 山すその景観と環境を維持していくため、自然環境や水環境、生態環境等への影響を最小限に抑えること、集落の歴史や暮らしに配慮すること、周辺の景観と調和したものとすることが必要です。
- 幹線道路沿いにおいては、積極的に緑化を図り、ゆとりと潤いのある景観を創ることが必要です。



## まちゾーン（市街化区域）

### 景観特性

- 中心部は、佐賀城跡やお堀、柳町地区、シンボルロード、オフィス街、商店街等から構成され、歴史景観と都市景観が集中しています。
- 中心部を取り囲むように、閑静で快適な住宅地等や環状線があります。

### 方針（抜粋）

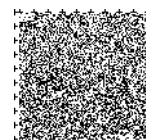
- 佐賀城下町周辺エリアでは、歴史景観と都市景観の双方で、質の高いものを形成する必要があります。
- 住宅地等では、秩序ある建築行為等を推進し、統一感のあるまちなみの形成を図ることが必要です。
- 環状線や幹線道路沿いでは、賑わいのある景観を形成していくとともに、市民が日常的に目にする景観であることから、煩雑とならないよう配慮する必要があります。



## ●届出が必要なのは？

以下の行為については、事前に届出が必要となります（景観形成地区を除く）。

対象物	行為の種類	対象規模
建築物	● 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	● 高さが15mを超え、若しくは地上の階数が4階以上又は延べ面積が500㎡を超える建築物  ※ただし、既存の建築物が、増築又は改築により新たに該当することとなる場合を含む。
工作物	● 新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	(1) 高さが15m（建築物と一体となって設置される場合には、合計の高さが15m）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が2,000㎡を超える工作物（(2)に該当する工作物を除く）  (2) 幅員が10mを超え、又は延長が30mを超える橋りょうその他これに類する工作物  ※ただし、既存の工作物が、増築又は改築により新たに上記各号のいずれかに該当することとなる場合を含む。

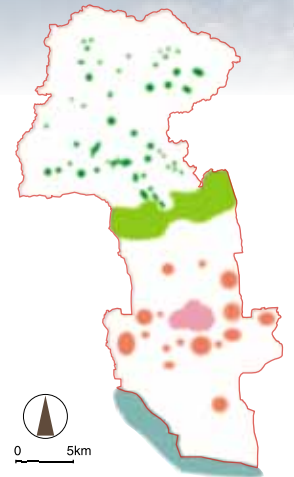


## 2 景観誘導エリア

- 本市（景観計画区域）において、特に重点的に景観の誘導を図る必要があるエリアを、『景観誘導エリア』と位置づけます。
- 佐賀市では、以下の5つを景観誘導エリアに位置づけ、エリアごとに、重要性や方針等を示します。

※景観誘導エリアにおいて、景観法に基づく景観に関するルールについて、住民との協議が図られた地区については、7ページに記載する「景観形成地区」に指定することができます。

- ① 佐賀城下町周辺
- ② 山すそ
- ③ 干潟（有明海）
- ④ 山あいの集落
- ⑤ 田園クレーク集落



### 佐賀城下町周辺エリア

**区域** ● 佐賀駅、シンボルロード、佐賀城跡、長崎街道等を包括した区域。

#### 重要性

- 佐賀駅とシンボルロードを中心とした商業地域は、本市の顔（シンボル）として重要であり、賑わいのある都市景観の再生が求められています。
- 佐賀城跡や柳町地区等を中心とした歴史景観は、城下町佐賀の歴史を伝えるものであり、本市の観光拠点としても重要な役割を担っています。



#### 方針等

歴史景観の保全と形成、賑わいのある都市景観の形成を図る上で、質の高い空間整備等により良好な景観形成を推進し、賑わいと心地良さが感じられる魅力あるエリアを形成する

- 「佐賀市公共空間のデザインガイドライン」及び「佐賀県公共事業景観形成指針」等を活用し、公共空間におけるデザインについては一貫性や連続性の確保を図ります。
- 核となる拠点（松原川、徴古館、公園、ポケットパーク、ベンチスペース等）の魅力と、それらをつなぐ歩行空間の質を向上させる整備を推進し、エリアにおける面的なネットワークの形成を図ります。

### 山すそエリア

**区域** ● 斜面地の畑や果樹園、樹林地、ため池、集落を含め、平野側から視認できる区域。

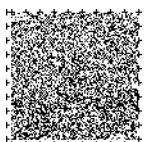
#### 重要性

- 山すそは平野側からの背景となり、また、長崎自動車道から望見しやすいエリアでもあるため、景観的に重要なエリアです。
- このエリアでの営農活動、ため池の維持管理活動等によって、水源かん養機能、生物多様性や国土の保全機能等が維持されているという意味でも重要なエリアです。

#### 方針等

山と平野をつなぐ山すそへの眺望景観や斜面地の景観資源を保全、継承する

- このエリアの重要性についての市民意識の向上を促進するために、広報や表彰等の啓発を行っていきます。



## 干潟（有明海）エリア

**区域** ● 堤防よりも外側で、干潮の際に干潟として視認できる区域。

### 重要性

- 時間や季節の変化とともに、潮の干満やシチメンソウの紅葉、海苔ひびが広がる、特徴的な景観を見ることができます。
- ムツゴロウや野鳥など希少生物の生息域になっており、生物多様性が維持されているという意味においても重要です。
- 多くの市民団体等による清掃活動等が行われています。

### 方針等

**干潟（有明海）の自然環境を守り、有明海を望む干潟景観を保全する**

- 市民ボランティア等で干潟（有明海）の自然景観を維持、管理を実践している活動の継承を推進、支援（広報や表彰等）していきます。
- このエリアの重要性についての市民意識の向上を促進するために、啓発を行っていきます。



## 山あいの集落エリア

**区域** ● 山ゾーンに存在する全ての集落とします。

### 重要性

- 棚田や段々畑、河川等が一体となり、のどかで懐かしさを感じさせる景観を形成し、保養空間としての役割等も有しています。
- 長期にわたる営農活動や暮らしの上に成り立っており、地域の風土を色濃く残し、人々がどのように暮らしてきたのかを理解するために欠くことができない重要なものです。

### 方針等

**豊かなみどりに包まれた山あいの集落景観を保全、継承する**

- このエリアの重要性についての市民意識の向上を促進するために、広報や表彰等の啓発を行っていきます。



## 田園クリーク集落エリア

**区域** ● 佐賀平野に点在する集落の中で、昔ながらのクリーク・水路等の形状を維持、活用している集落や条里制の跡が残っている集落、また、水運の歴史を現在に伝える集落等、特徴的な形態を残している集落とします。

### 重要性

- クリーク・水路は、灌漑の機能だけでなく、治水等の機能も有しています。
- 長期にわたる営農活動や暮らしの上に成り立っており、地域の風土を色濃く残し、人々がどのように暮らしてきたのかを理解するために欠くことができない重要なものです。

### 方針等

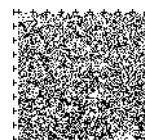
**昔ながらの形状を残すクリーク・水路等を維持、活用しながら、個性的な集落景観を保全、継承する**

- このエリアの重要性についての市民意識の向上を促進するために、広報や表彰等の啓発を行っていきます。



## ● 届出が必要なものは？

景観誘導エリアでは、特別な基準が設けられていないため、届出の必要はありません（ただし、景観誘導エリアが位置するゾーン、又は景観形成地区において届出が必要な場合には、届出を行ってください）。



### ③ 景観形成地区

- 市長は、景観計画区域のうち、特に重点的に景観の形成を図る必要があると認める地区を、『景観形成地区』として指定することができます。ただし、景観法に基づく景観に関するルールについて、住民との協議が図られた地区を対象とします。
- 景観法に基づく、「景観形成方針」「景観形成基準」等について定め、重点的に景観の形成を図っていきます。
- 地区内で建築行為等を行う場合は、届出が必要となります。
- 佐賀市では、「長崎街道・柳町景観形成地区」「城内景観形成地区」の2地区を指定しています。

#### 長崎街道・柳町景観形成地区

##### 景観特性

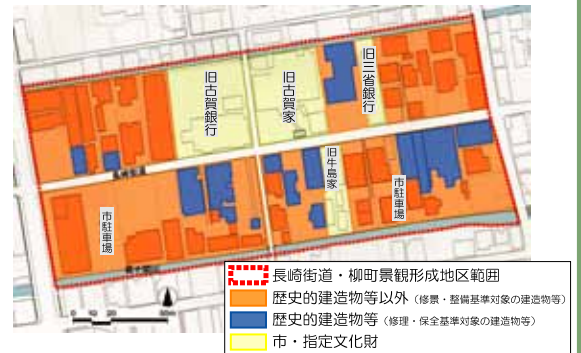
- 現在も長崎街道沿いの町家等の面影を色濃く残している地区です。
- 建築年代や建築種別の違う変化に富んだ歴史的建造物が多く残っています。

##### 基準の考え方

- 「歴史的建造物等」と「歴史的建造物等以外」に分類し、それぞれに基準を設けています。
- 「歴史的建造物等以外」に関しては、より良い景観を創るための推奨基準を設けています。



##### 区域図



#### 城内景観形成地区

##### 景観特性

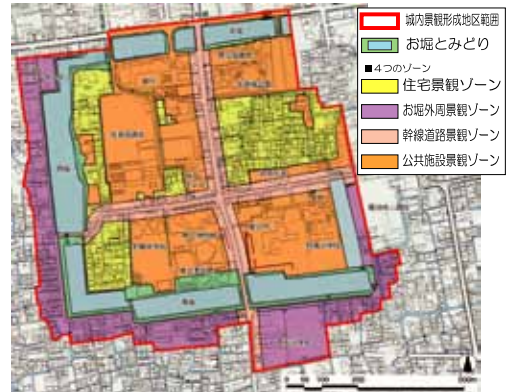
- お堀や楠などの樹木、鯨の門、佐賀城本丸歴史館や点在する歴史的建造物などにより、「佐賀市のシンボル」として、風格と潤いのあるまちなみを形成しています。

##### 基準の考え方

- 「住宅景観ゾーン」「お堀外周景観ゾーン」「幹線道路景観ゾーン」「公共施設景観ゾーン」の4つのゾーンに分類し、それぞれに基準を設けています。
- 住宅景観ゾーンに関しては、より良い景観を創るための推奨基準を設けています。



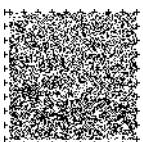
##### 区域図



#### ●届出が必要なのは？

以下の行為については、事前に届出が必要となります。

対象物	届出対象行為
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
その他	土石の採取その他の土地の形質の変更、木竹の植栽又は伐採



# 7 色彩について

●届出が必要な建築物・工作物について、色彩の数値基準を設けています。

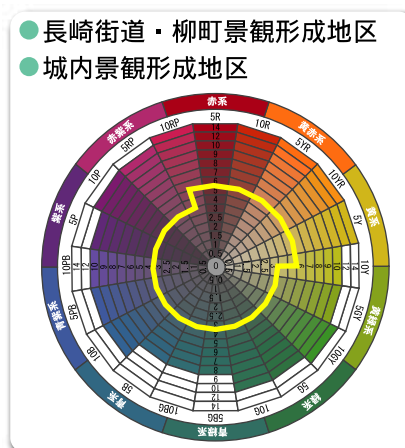
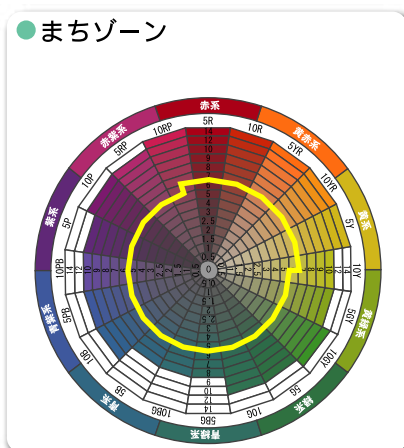
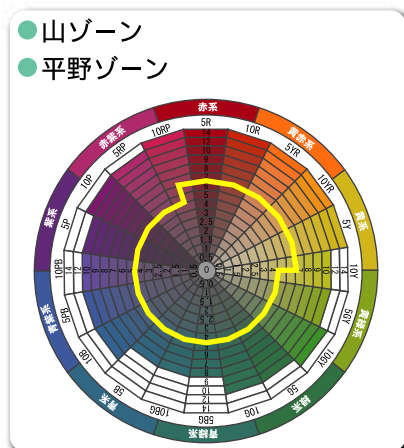
## 景観計画区域（ゾーン）における必須基準

ゾーン	色相 R・YR・Y系 (赤・黄赤・黄系)	その他の有彩色 (黄緑・緑・青緑・青・ 青紫・紫・赤紫系)	無彩色 (白・黒・灰)
山ゾーン 平野ゾーン	彩度6以下	彩度4以下	規定なし
まちゾーン	彩度6以下	彩度5以下	規定なし

## 景観形成地区における必須基準

地区	色相 R・YR・Y系 (赤・黄赤・黄系)	その他の有彩色 (黄緑・緑・青緑・青・ 青紫・紫・赤紫系)	無彩色 (白・黒・灰)
長崎街道・柳町 景観形成地区	彩度5以下	彩度3以下	規定なし
城内 景観形成地区	彩度5以下	彩度3以下	規定なし

- ・この基準の色相・彩度はマンセル表色系※に基づいています。
- ・この基準は、最低限守っていただかなくてはならない基準です。良好な景観を形成するため、この基準とは別に推奨基準を設けています。



※印刷のため、実際のマンセル値とは多少色が異なります。

■ 枠の中が必須基準の範囲です。

### ※ 参考『マンセル表色系』とは

・マンセル表色系は、日本工業規格（JIS）にも採用され、多くの国で用いられている、色彩のものさしともいえる尺度で、ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの属性の組み合わせによって表現します。

**色相** 10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

**明度** あかるさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど大きくなり10に近くなります。

**彩度** あざやかさの度合いを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、灰などの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなります。

### マンセル値（マンセル記号）

マンセル値は、色彩の3つの属性（色相、明度、彩度）を組み合わせ、ひとつの色彩を表記する記号のことで、

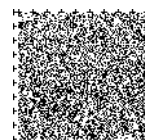


マンセル表色系のしくみ

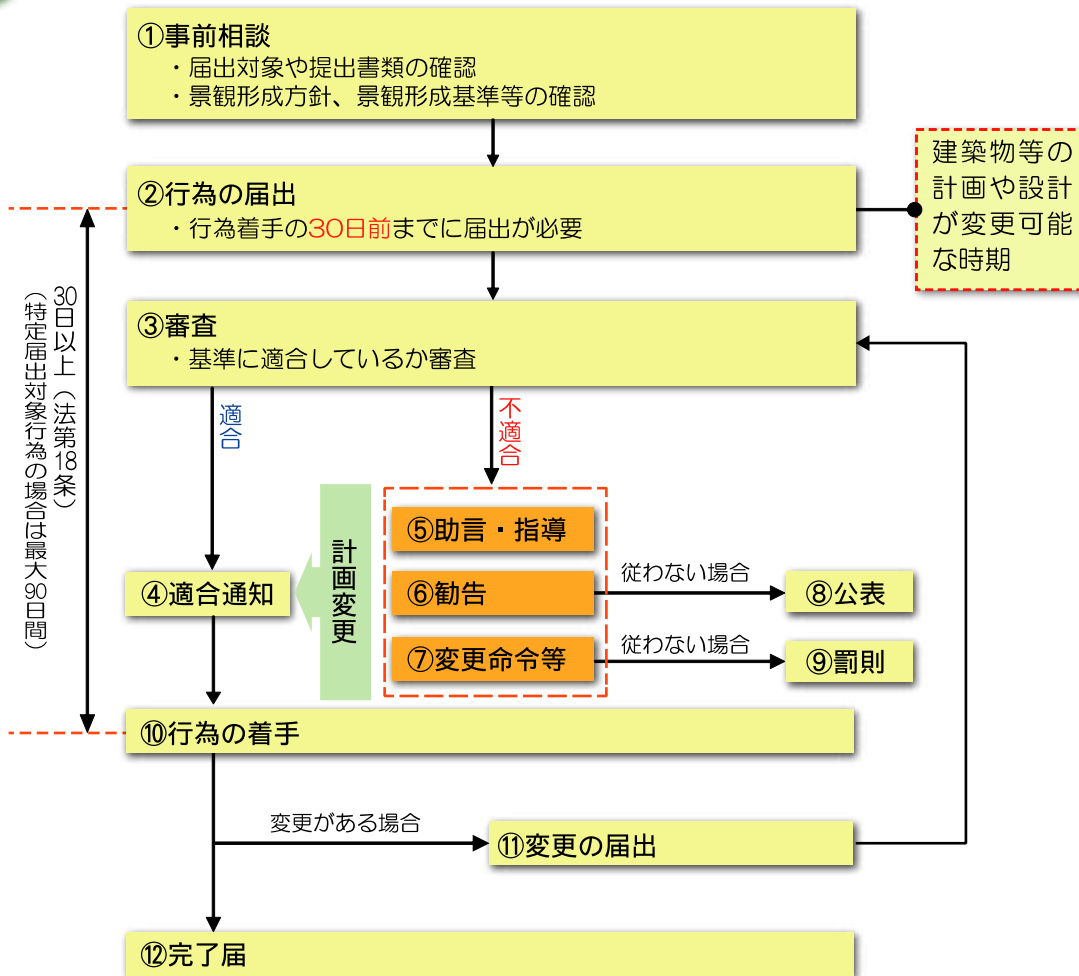
● **5YR 8 / 4**  
色相=色合い 5ワイアル 明度=明るさ 8 の 彩度=鮮やかさ 4

● **N 6.0**  
無彩色 明度=明るさ 6.0  
エヌ

マンセル記号による  
色彩の表し方



## 8 届出の流れ



必要に応じて、景観アドバイザー、景観審議会の意見を聴くこととします。  
（ただし、⑦変更命令等、⑧公表については、必ず景観審議会の意見を聴きます）

## 9 景観づくりの取り組み

### ① 景観賞の表彰・都市景観重要建築物等の指定

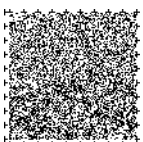
#### 景観賞の表彰（平成9年度施行）

市民の景観形成やまちづくりに対する意識向上を図るために、良好な景観形成に寄与する建築物やみどり、その他まちづくりの取り組みなどを表彰していく制度です。



#### 都市景観重要建築物等の指定（平成14年度施行）

景観形成を図っていく上で重要な価値があると思われる建築物や工作物、樹木などを指定し、その貴重な財産を末永く残していくように支援する制度です。



## ② 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

### 景観重要建造物の指定

地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物など）について指定し、維持、保全及び継承を図るものです。

#### 指定方針

- 地域の歴史、文化又は建築的に価値が高いと認められるもの
- 優れたデザインや地域のシンボルとなる建造物で、地域づくりに寄与するもの

### 景観重要樹木の指定

地域の景観上重要な樹木について指定し、維持、保全及び継承を図るものです。

#### 指定方針

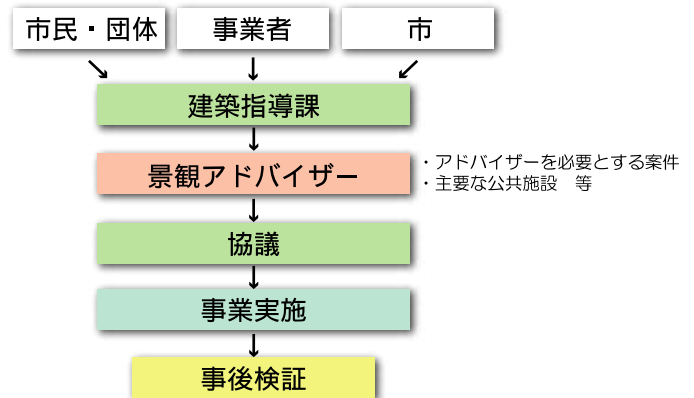
- 地域の歴史、文化的に価値の高いと認められるもの
- 優れた樹形を有するなど、地域のシンボルとなる樹木で、地域づくりに寄与するもの

## ③ 景観アドバイザー制度

景観アドバイザー制度とは、より良い景観を形成するため、建築、土木、造園、都市計画、色彩計画など様々な立場の専門家が、個々の案件について景観の視点からアドバイスを行う制度のことであります。

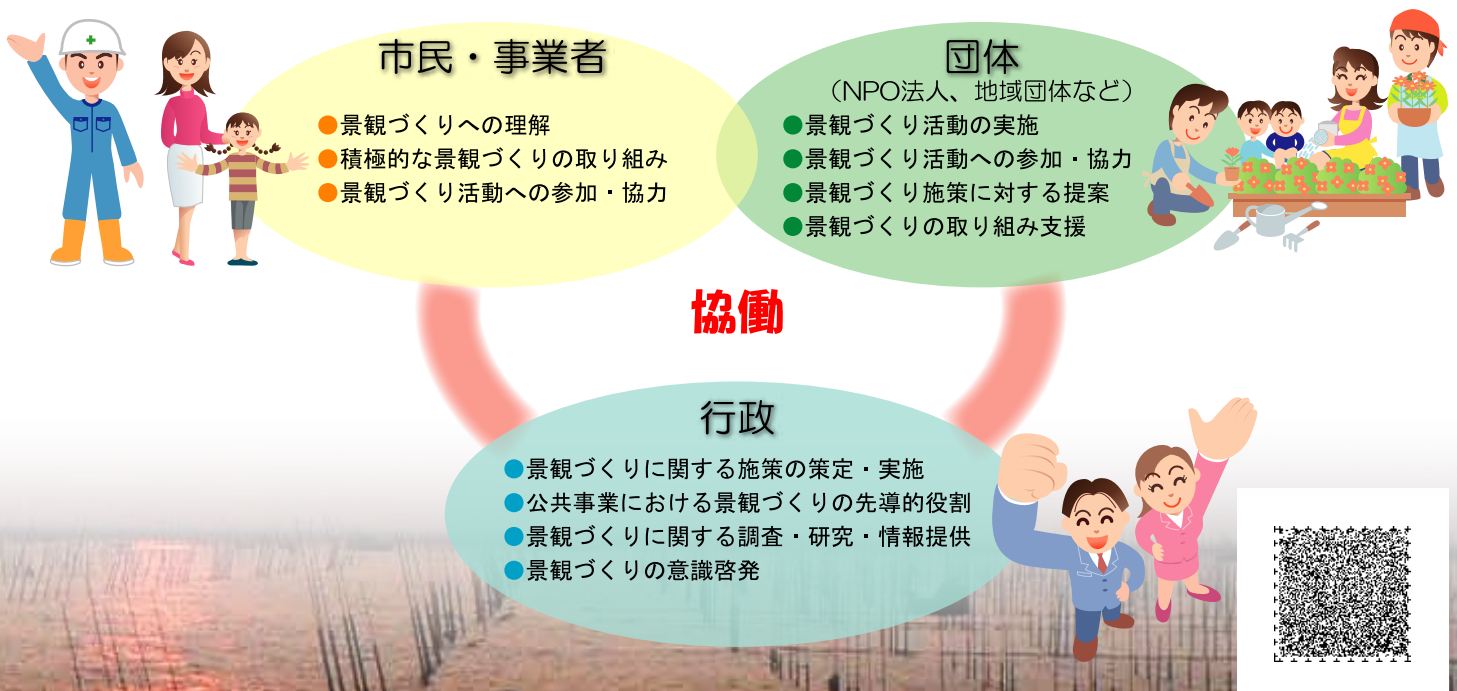
佐賀市では、景観アドバイザーを登録し、必要に応じて派遣する「景観アドバイザー制度」の活用を推進します。良好な景観形成のため、積極的な活用をお願いします。

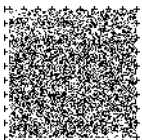
### ●景観アドバイザー制度の活用の流れ



## ④ 協働で進める景観づくり

良好な景観形成を推進していくためには、「行政」をはじめ「市民・事業者」「団体」など多くの方々の理解と協力が必要です。一人ひとりが、本市の財産である景観の価値を認識し、それぞれがお互いの役割を認め合い、意見交換しながら、連携と協働により、できるところから着実に進めていくことが重要です。





**(問い合わせ先)**

佐賀市 建設部 建築指導課 景観係

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

TEL : 0952-40-7172

FAX : 0952-40-7392

E-mail : [kenchikushido@city.saga.lg.jp](mailto:kenchikushido@city.saga.lg.jp)



佐賀市

発行日：平成 24 年 3 月

この冊子は1部あたり70.35円で作成しています。  
(ただし人件費等間接経費は含まれておりません。)

